

GYOSEISYOSHI HOKKAIDO 行政書士北海道

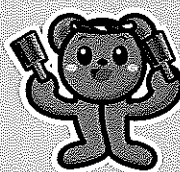


当麻町そ菜研究会でんすけ部会長 高橋祝明さん

2007年5月 No.283

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>

メールアドレス = gyosei@mrd.biglobe.ne.jp



PICK UP

今月のピックアップ
業務資料

今月のピックアップ

Pick up This month

全国的なブランドになっている当麻町の「でんすけすいか」。昨年の初競りでは53万円の価格がついたことでも話題になりました。

今回は当麻町ででんすけすいかを栽培し、当麻町そ菜研究会でんすけ部会部会長の高橋祝明さんと当麻農業協同組合の担当係長大平和義さんにお話を伺ってきました。

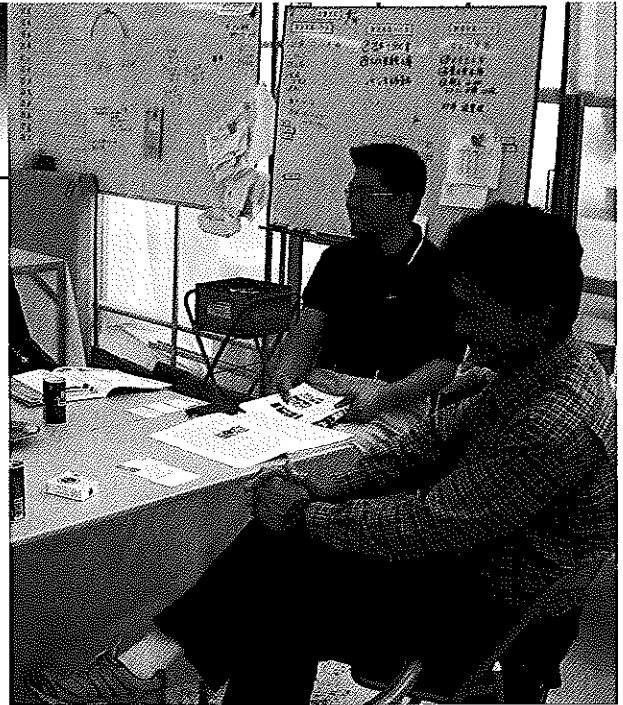
* * *

編集委員：去年は、でんすけすいかが日本農業賞の大賞を受賞したことで話題になりましたね。

高橋部会長：日本農業賞は全国農業協同組合中央会などが主催し、受賞者は日本の農業のトップを走っているということが出来る、とても名誉ある賞で



ハウス内のでんすけすいか



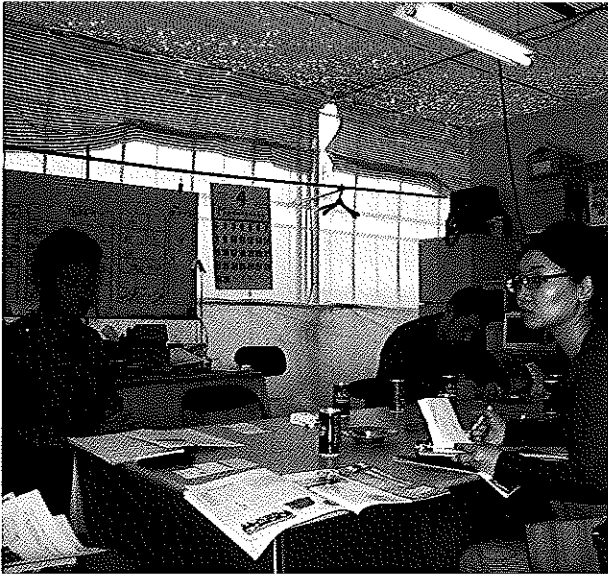
す。去年の第35回日本農業賞で、当麻町そ菜研究会でんすけ部会が集団組織の部で大賞を受賞しました。今までの私達の努力や研究、日頃の取り組みが評価されたので大変喜んでます。

編集委員：でんすけすいかを栽培することになった経緯を教えてください。

高橋部会長：もともと当麻町は北海道を代表する米産地です。昭和40年代から減反政策があったので早くから転作を行っていましたが、何かもう少し利益が上がるものが作れないかということを考えていました。また栽培を始めた昭和59年は日本各地で「一村一品運動」が盛んに行われていたこともあって、農協青年部が中心になって取り組んだのがでんすけすいかの始まりです。当時は縞模様がない黒皮すいかはとても珍しく、差別化を図るには絶好だろうということで、15戸の農家で栽培を始めました。

INDEX

今月のピックアップ	2 ~ 6	国際法務研究会07年度第2回研修会のご案内	27
会社施行法から1年		会議開催状況(3~4月)	28
~合同会社の特徴と設立手続きについて~	7 ~ 14	新入会員	29 ~ 30
~有限会社から株式会社への変更手続き~	15 ~ 23	職務上請求書の使用期限	30
判例研究室	24 ~ 25	ご逝去	31
平成20年度 経営事項審査改正	26 ~ 27	編集後記	31



インタビューの様子

編集委員：栽培当初はどのような苦労がありましたか？

高橋部会長：15戸の農家はほとんどが水稻栽培をしていたので、すいかの栽培については初めてのことばかりでした。ですので、初めは生産者が共通の技術と知識を身に付けるために種苗会社の方を招いて勉強会を開催して夫婦揃って参加しました。また生産資材を皆で統一したりと色々研究をしました。

大平係長：栽培を始めた当初からブランド化、価格と品質の安定を目指していたので糖度は11度以上、1株からできる実は1玉か2玉に抑えるなどの厳しい規格を設けました。今でもその規格を守り、糖度が規格に満たないものはすべて廃棄処分をしています。最近は品種改良が進み糖度11度がすいかの主流になってきていますが、23年前はとても高いハードルでした。それでもおいしいすいかを作りたいという気持ちから、自分たちでこのような規格を設けました。

高橋部会長：幸いにも栽培の初めの年は真夏日が続く、すいか栽培には絶好の気候だったことと、黒皮すいかが珍しいということでマスコミが取り上げて

くれたことが良いバックアップになりました。

大平係長：それでも平成3年には長雨と低温で生育が思わしくなく、出荷を停止してすべてを廃棄処分にしたこともあります。それを境に水田からの転作の流れでやっていた路地栽培から、品質の安定が望めるハウス栽培に切り替えることになりました。

編集委員：現在、生産農家はいくつあるのですか？

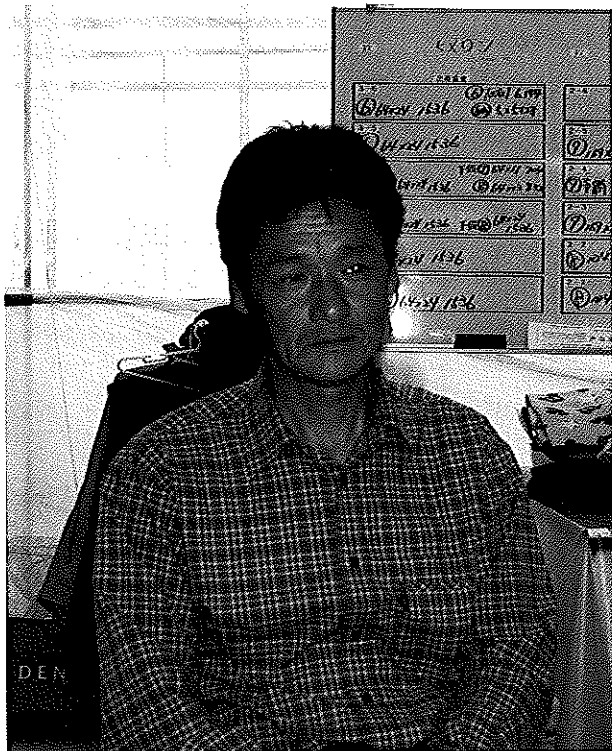
大平係長：60戸の農家で、今年は9万個の出荷を目指しています。ほとんどの生産農家が夫婦だけで働いていますので、労力と確実に作れる面積そして安定した品質の管理を考えると、たくさんのすいかを作るのは非常に難しいです。

高橋部会長：栽培技術や生産資材はどんどん新しくなりますので、現在でも現地研修会は頻繁に行ない、全生産者の技術の維持向上を図っています。

編集委員：他のすいかとの差別化を図ることに成功した理由に、個別包装と生産者の名前が入っていることが挙げられると思いますが、このアイデアはどこから来ているのですか？



実をつけたばかりのハウス内のでんすけすいか



高橋部会長

高橋部会長：でんすけすいかは、全国的に見ても一玉一箱売りの走りだと思えます。生産者の名前を入れるようになったのは、栽培を始めて数年後からです。

大平係長：今はすいかと一緒に送るパンフレットに生産者の顔写真も入れるようにしています。こうした取り組みの結果、消費者からは安心感があり、「この人が作ったんだ」と生産者を身近に感じたという反響が大きかったです。また、ホクレン夢大賞や去年は日本農業大賞を受賞できたことも、こうした取り組みがあったからだと思っています。

編集委員：農協が共同育苗施設を持っているのは、とても珍しいことのようにですね。

大平係長：平成12年からこの施設は稼働していますが、それまでは苗作りをそれぞれの農家で行ったり道外の業者に委託したりしていましたが、苗の品質

の面に問題点があったのでこの施設を作ることになりました。この施設で種苗を一元管理して農家に供給することで、各農家が定植作業をした時期と個数がわかりますから出荷時期までをコントロールできることになります。そういった意味では定植が始まる3月から既に販売がスタートしているということが出来ます。

高橋部会長：生産者の立場から言えば、非常に時間がかかり神経を使う定植の作業をこの共同育苗施設が行ってくれることで、私たちは本来の栽培作業に専念できるというメリットがあります。育苗施設が稼働し始めたころは私たちも手伝いに来たことがありますが、今は農協の担当者とパートの方たちがいるので品質・数量ともに安定した供給がされています。

大平係長：この施設ですべての種苗を管理していますので、当麻町内の農家であってもすいかを栽培している農家以外はすいかの苗を手に入れることはできません。ですので、すいかの種苗が外部に持ち出されたりする心配はほとんどありません。

編集委員：でんすけの名前の由来の一つに「田を助ける」という意味があると聞きましたが、まさにその通りになっていると思います。

高橋部会長：元々すいかの栽培は水稻栽培などの補助として始めたものですが、現在では多くの生産者が所得面ではすいか栽培が他の作物を上回っていると思います。すいかのみを栽培している生産者はいません。ほとんどが水稻栽培をメインに他の作物の栽培も平行して行っています。

大平係長：全国的に農村では農家の後継者不足が問題になっています。でんすけすいかの栽培についていえば、23年前にすいか栽培を始めた当時の農協青年部の子供たちが、現在すいか栽培を手伝うようになっているので、後継者も無事に確保できている状

況です。

編集委員：現在の生産農家は60戸ですが、今後この数は増やしていく予定ですか？

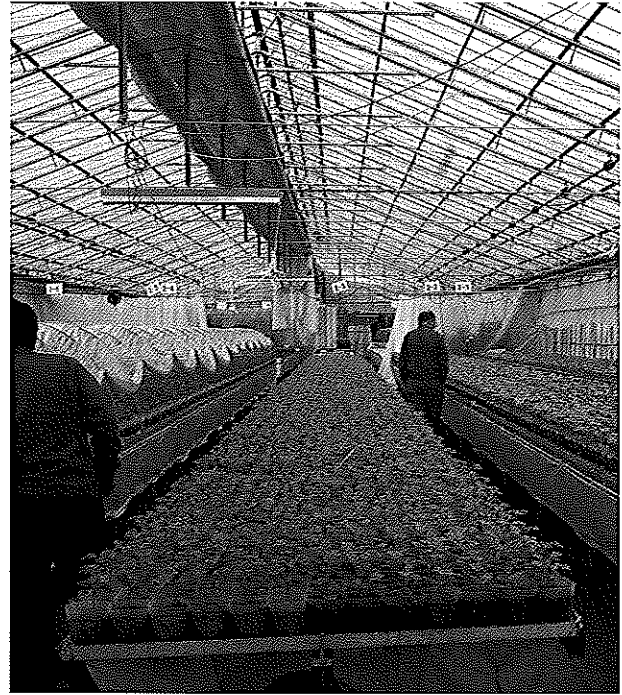
大平係長：すいかは苗から育てるものなので、苗が手に入れば他の作物に比べて比較的栽培しやすい作物といえると思います。農家はできれば増やしていきたいのですが、ただ農業に憧れるだけではなく「でんすけすいかを作りたい」と強い思いのある方に作ってほしいです。現在の生産農家は、ほとんどが当麻町で水稻栽培をしていた人で、若干の新規就農者もいます。

編集委員：でんすけすいかが有名になり当麻町の町おこしになっていると思います。

大平係長：まず、でんすけすいかがブランドになったことで、当麻町の名前が全国に知られるようになりましたし、「でんすけカップ」というバスケットボール大会も開かれています。町内にある道の駅は「でんすけさんの家」ですし、町中のいたるところ



施設内で説明を受ける編集委員



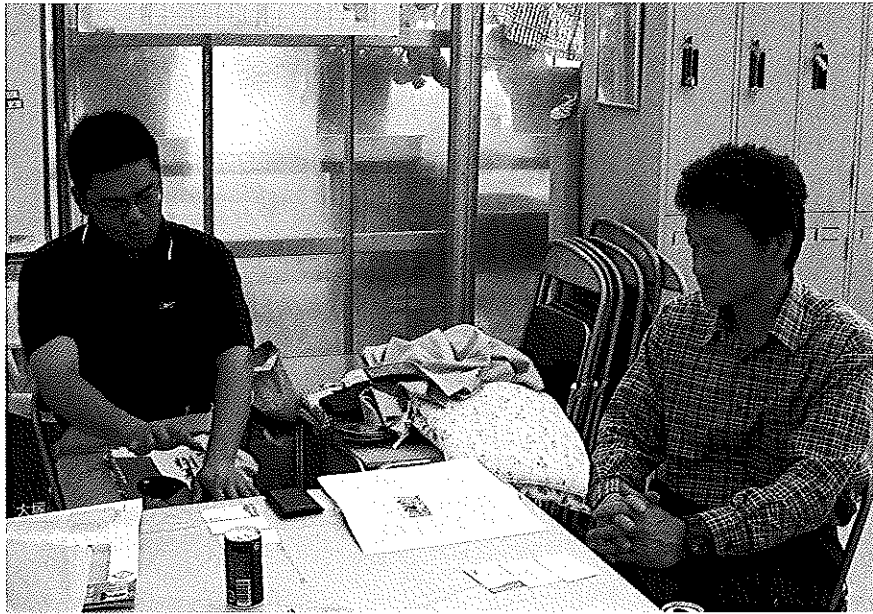
共同育苗施設

ででんすけすいかがのキャラクターを見ることができます。

編集委員：最後になりますが、今後のでんすけすいかの展望を聞かせてください。

高橋部会長：原産地としてどんどん大きくなっていくのがいいのですが、最後に糖度センサーという高いハードルを超えて始めて出荷が可能になることを考えると、やはり品質管理に手を抜くことはできません。限られた人手で栽培するのですから、そうなる必然的に栽培するすいかの個数を増やすことは難しいです。先程言ったように、後継者が育っているという点では今後の明るい展望の一つだと思います。

でんすけすいかがおいしいまま消費者の元に届くまでには、市場、仲買人、運送会社、小売業者などたくさんの方の協力があります。でんすけすいかが常に高い評価を受けているのも、このような方達のおかげだと思っています。これからも栽培を始めたときと同じように「おいしいすいかを消費者に届け



ゆうがおに接ぎ木した苗

右：高橋部会長
左：大平係長

たい」という気持ちを忘れずに、さらに挑戦していこうとする気持ちも強く持っています。

大平係長：この共同育苗施設を、でんすけすいかが導入して成功したことで、トマト、きゅうりを栽培している農家からの要請があり、これらについても共同育苗施設を作りました。また当麻米は「7年連続全道一でおいしいお米」の評価もいただいています。これからも色々な作物の生産者と新しいことにも取組みながら、もっと当麻町を元気にしていきたいです。

ただ、でんすけすいかがは贈答用として道外に出回ることが多く、道内での消費量はおそらく2～3割程度だと思います。最近ではスーパーでカットして販売されるようになり、道内の方にも食べてもらえるようになりましたが、もっと道内の多くの消費者に食べてもらい、でんすけすいかがが名実ともに日本一のすいかとなるよう、我々も生産農家の方々と一体となり努力、研鑽していきたいと思っています。

* * *

取材をさせていただいた4月24日は、共同育苗施設で育てた苗を生産農家のビニールハウスに植える作業の真っ最中でした。とてもお忙しい時期にもかかわらず共同育苗施設内と高橋部会長のビニールハウスを実際に見学させていただきました。

愛情と誇りを持ってでんすけすいかがを育てていることに感銘を受けました。今年も美味しいすいかができて、たくさんの消費者が喜んでくれることを心から望んでおります。

取材にご協力をいただき、本当にありがとうございました。



共同育苗施設

会社施行法から1年 ～合同会社の特徴と設立手続きについて～

昨年5月に会社法が施行されて1年が経過しました。合同会社(日本版LLC)は、この会社法に基づいて設立が可能となった新たな会社類型です。

【合同会社の主な特徴】

1. 有限責任制

株式会社と同じく、出資者は出資額以上の責任を負う必要がありません。

※合同会社では、基本的に出資者が社員(経営者)となります。

2. 損益分配

定款に定めることで、出資額に関係なく損益分配の比率を決められます。

3. 役員構成

株式会社のように取締役会や監査役といった機関を設置する必要はありません。

定款に定めることで、「業務執行社員」や「代表社員」などの役員構成を自由に決めることができます。

Q. 合同会社は、株式会社とはどのような違いがありますか。

合同会社と株式会社は、いずれもその社員又は株主が有限責任とされている点で共通しております。このため、会社と第三者の関係では、配当規制や債権者保護手続について、ほぼ同様の規制が適用されることとなっています。

他方、株式会社と合同会社では、(1) 会社内部関係の規律の強行規定性について、株式会社においては、株主総会に加えて、取締役等の機関を設ける必要があるほか、株主の権利内容も、原則として平等原則が適用され、これらの規律は強行規定とされているのに対し、合同会社においては、組合と同様に、広く契約自由の原則が妥当するため、機関設計や社員の権利内容等については強行規定がほとんど存在せず、広く定款自治に委ねられていること、(2) 持分の譲渡に関する規律について、株式会社においては、株式の譲渡自由の原則が採用されているのに対し、合同会社においては、持分の譲渡は他の社員の全員の一致が要求されるなどの違いがあります。(法務省民事局ホームページより)

【メリット】

1. 株式会社などに比べ、簡単な手続きで「法人格」が得られる(許認可申請等の条件をクリアできる)。
2. 定款に定めることで、組織内部のルールをある程度自由に決定できる。
3. 定款認証が不要であり登録免許税も最低6万円で済むため、設立費用を抑えられる。
4. 将来的に株式会社に変更することも可能。

【デメリット】

1. 新しい会社類型であり、知名度や信用度という点で多少不安を持たれる可能性がある。

次に掲載するのは、一人で合同会社を設立する場合の、設立時に必要な手続きや書式の一例です。

参考資料

行政書士の業務ではありません！

合同会社設立登記申請書

1. 商号 ぎょうせい合同会社
1. 本店 北海道札幌市中央区北1条西10丁目〇番〇号
1. 登記の事由 設立手続終了
1. 登記すべき事項 別添FDに記載（※1）
1. 課税標準金額 金100万円
1. 登録免許税 金60,000円（※2）
1. 添付書類
- | | |
|------------------------|----|
| 定款 | 1通 |
| 代表社員及び資本金を決定したことを証する書面 | 1通 |
| 代表社員の就任承諾書 | 1通 |
| 代表社員の印鑑証明書 | 1通 |
| 払込みがあったことを証する書面 | 1通 |
| 資本金の額の計上に関する代表社員の証明書 | 1通 |

上記のとおり、登記の申請をします。

平成18年9月5日

北海道札幌市中央区北1条西10丁目〇番〇号

申請人 ぎょうせい合同会社

北海道札幌市中央区北1条西10丁目〇番〇号

代表社員 行政 太郎

代表者印

札幌法務局 御中

(※1)

「商号」ぎょうせい合同会社

「本店」北海道札幌市中央区北1条西10丁目○番○号

「公告をする方法」官報に掲載してする

「目的」

1. ソフト開発受託事業
2. 経営コンサルティング事業
3. 前各号に附帯する一切の事業

「資本金の額」金100万円

「社員に関する事項」

「資格」業務執行社員

「氏名」行政 太郎

「社員に関する事項」

「資格」代表社員

「住所」北海道札幌市中央区北1条西10丁目○番○号

「氏名」行政 太郎

「登記記録に関する事項」設立

参考資料

行政書士の業務ではありません！

(※2) 収入印紙添付台紙

収入印紙

参考資料

行政書士の業務ではありません！

ぎょうせい合同会社定款

第1章 総則

商号、本店が同一の会社が既に存在する場合は設立の登記ができませんので、事前に調査が必要です。

(商号) 絶対的記載事項

第1条 当社は、ぎょうせい合同会社と称する。

(目的) 絶対的記載事項

第2条 当社は、次の各号に掲げる業務を行うことを目的とする。

1. ソフト開発受託事業
2. 経営コンサルティング事業
3. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地) 絶対的記載事項

第3条 当社は、本店を北海道札幌市中央区に置く。

「社員の氏名又は名称及び住所」「社員全員が有限責任である旨」「社員の出資の目的及びその価額又は評価の基準」は絶対的記載事項です。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(社員の氏名、住所、出資及び責任) 絶対的記載事項

第5条 当社の社員の氏名及び住所、出資の価額並びに責任は次のとおりである。

金100万円

北海道札幌市中央区北1条西10丁目〇番〇号 有限責任社員 行政太郎

(業務執行社員)

第6条 行政太郎は、業務執行社員とし、当社の業務を執行するものとする。

(代表社員)

第7条 当社の代表社員は、行政太郎とする。

(事業年度)

第8条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

以上、ぎょうせい合同会社設立のためこの定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年9月1日

有限責任社員 行政 太郎

実印

代表社員、本店所在地及び資本金決定書

1. 本店 北海道札幌市中央区北1条西10丁目〇番〇号

1. 代表社員 行政 太郎

1. 資本金 金100万円

定款の中で、具体的に本店の所在地を定めた場合は必要ありません。

上記事項を決定する。

平成18年9月1日

ぎょうせい合同会社
社員 行政 太郎

実印

一人で設立する場合でも、
就任承諾書は必要となります。

就任承諾書

私は、平成19年5月〇日、貴社の代表社員に定められたので、
その就任を承諾します。

平成18年9月1日

北海道札幌市中央区北1条西10丁目〇番〇号
行政 太郎

実印

代表社員の印鑑証明書（添付）

印鑑証明書
(交付から3ヶ月以内のもの)

証 明 書

当会社の資本金については以下のとおり、全額の払込みがあったことを証明します。

払込みを受けた金額 金100万円

平成18年9月1日

ぎょうせい合同会社
代表社員 行政 太郎

代表者印

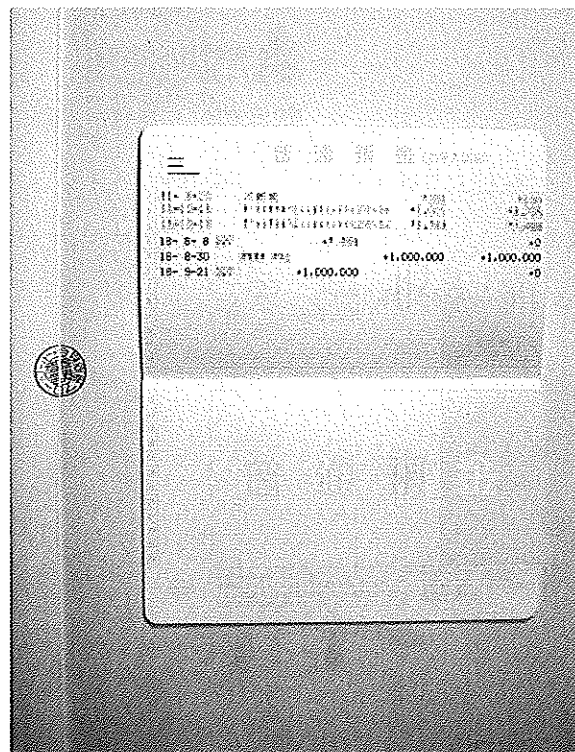
本証明書と、次に掲載する通帳のコピー3枚を合わせて綴じ、本証明書に押印した印鑑で契印します。



代表者名義の通帳表紙



通帳見開き部分



資本金の払込みが確認できる記帳部分
(残額を一旦¥0にし、預入れではなく振込みで入金する)

資本金の額の計上に関する証明書

①払込みを受けた金額（会社計算規則第75条第1項第1号イ）

金100万円

②資本金及び資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と
定めた額（会社計算規則第75条第1項第3号）

金0円

③資本金等限度額（①－②） 金100万円

資本金100万円は会社計算規則第75条の規定に従って計上
されたことに相違ありません。

平成18年9月1日

ぎょうせい合同会社
代表社員 行政 太郎

代表者印

注) 代表者印は、登記所に届け出るべき印鑑です。

会社施行法から1年

～有限会社から株式会社への変更手続き～

この5月で会社法(以下、新会社法)施行からちょうど1年が経過しました。中小企業庁発行の『新会社法33問33答』によりますと、平成16年12月時点の有限会社の数は約189万社でした。そして同じく中小企業庁が行なった調査では、そのうち株式会社への移行を考えているのは20.6%、移行を考えていないという回答が73.5%でした。7割以上の経営者は「有限会社のままで良い」と感じているようです。

また有限会社から株式会社への移行を考えている理由としては、「信頼性の向上を期待」が70.3%、「ステップアップを図る」が62.6%ありました。一方、移行を考えない理由としては、「移行の必要がない」が66.5%、「商号変更のコストがかかる」が45.2%、「有限会社の商号を利用したい」が39.8%と続いています。

旧商法での株式会社と比較して、新会社法における株式会社では機関設計が柔軟化されているとはいえ、経営者の視点からは株式会社にすることのメリットはさほど大きくはなさそうです。

しかし上記の数字からすると、商号変更に関わる業務(登記申請は私たちの仕事ではありません、念のため)を切り口として法人との取引を深めていくビジネスチャンスはまだまだ大きいと言えそうです。そこで今回は新会社法施行から1年という節目でもありますから、その内容や手続きについて簡単に復習をしてみましょう。

1. 機関設計のルール

これまでの株式会社には、取締役会および監査役の設置義務、取締役3人以上の設置義務など厳しい定めがありました。このため、有限会社と実態として差のない小規模な株式会社では、名目的な取締役や監査役が設置されるなどの問題が生じていました。

これまでの制度(表1)

機 関	株式会社	有限会社
取締役会	必ず設置	設置できない
監査役	必ず設置	任意で設置
取締役の数	3人以上	1人以上(1人も可)
取締役・監査役の任期	取締役2年/監査役4年	制限なし

そこで従来の有限会社に準じた簡易な規制が選択できる「株式譲渡制限会社」にすることも可能になりました。株式譲渡制限会社とは、①すべての株式の譲渡について、②会社の承認を必要とする旨の定めを、③定款に置いている株式会社のことです。②にある「会社の承認」とは、原則として取締役会における承認を指しますが取締役が1人しかいない場合は原則として承認機関は株主総会となります。また定款で別段の定め、たとえば「代表取締役の承認を受けなければならない」とすることも可能です。

新会社法のもとでの機関設計のパターン例(表2)

①	株主総会	取締役				
②	株主総会	取締役		監査役		
③	株主総会	取締役		監査役	会計監査人	
④	株主総会	取締役				会計参与
⑤	株主総会	取締役		監査役		会計参与
⑥	株主総会		取締役会			会計参与
⑦	株主総会		取締役会	監査役		
⑧	株主総会		取締役会	監査役		会計参与
⑨	株主総会		取締役会	監査役	会計監査人	
⑩	株主総会		取締役会	監査役	会計監査人	会計参与

※①～⑥は、株式譲渡制限会社のみ可能な設計パターン。

※⑦これまでの中小企業の機関設計は基本的にこれのみ。

上記①のような取締役1人のみの株式会社も可能になりました。名目だけの取締役、監査役を置く必要がありません。ただし、その場合は平成19年度税制改正等に注意する必要があります。(特殊支配同族会社のオーナー役員への役員給与の一部を損金不算入とする制度。詳しくは財務省ウェブサイトをご覧ください。)

有限会社が株式譲渡制限会社に移行する際の注意点

さて、このように従来と比べても簡単な組織作りが可能になった株式会社ではありますが、これまでの有限会社の商号を変更して株式会社にするには注意が必要です。それは、「取締役・監査役には任期がある」という点です。従来の商法のもとでも株式会社では、表1にあるように、役員の任期は「取締役2年、監査役4年」でした。これを新会社法では定款でそれぞれ10年まで延長することができます。これまでの株式会社と比べて、最長で5倍の期間を定めることがようになったとはいえ、従来の有限

会社では任期自体がなかったわけですから、ここはしっかりと依頼人のご理解ご確認をいただく必要があると言えるでしょう。

2. 商号変更の実務

では有限会社から株式会社に商号変更する際の実務について見てみましょう。これは実際の手続きとしては、「特例有限会社の商号変更による解散」をして、新たに「株式会社を設立する」ということとなります。この「有限会社解散」と「株式会社設立」は同時に行う必要があります。その一連の流れの中で私たち行政書士が関われるのは、「臨時株主総会議事録の作成」と「定款の変更」です。商号変更の場合は定款認証の必要はありません。

以下は定款と臨時株主総会議事録のサンプルです。今回のサンプルの事例はちょっと応用を加えてみました。有限会社から株式会社に商号変更する際に同時に本店も移転するという事例です。ポイントとなる点を幾つか挙げておきましたが、このほかにも依頼人と打ち合わせの上、適宜変更する必要がある箇所はたくさんあります。

本店移転は、商号変更と同時に進んでも登録免許税3万円が別途必要になります。

流れとしては、1. 有限会社のうちに本店移転をし、2. 有限会社の解散、そして3. 株式会社の設立という流れになります。この流れからしますと、本店移転に係る書類の捺印等は有限会社のもを使用することになります。(このほか、実務の上では株式会社への商号変更の際に役員を交代するというケースもあり、個々のケースに応じて議事録等を作成する必要があるでしょう。そのあたりの確認も必要かと思えます。)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ティーアンドエムと称す

もっとおおきなくりにすることも可能。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 損害保険代理店業務、生命保険の募集に関する業務並びに自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理店業務。
2. 前号に付帯する一切の事業

定款ではなく、議事録あるいは代理人による申請であれば委任状に記載することも可能。

(公告の方法)

第3条 当社の公告は、電子公告によるものとする。

<http://do-gyosei.net/>

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を北海道札幌市に置く。

本文中にあるように、原則は株主総会ですが、定款に記載することにより「取締役会」「代表取締役」とすることができます。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、200株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

(株券の不発行に関する定め)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない

新会社法では、株券は原則不発行ですので、この文言は不要ですが、あえて入れることも可能です。

(株式の売渡し請求)

第8条 当社は、当社の株式を相続その他の一般承継により取得したものに対し、株主総会の決議をもって、当該株式を当社に売り渡すよう請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載)

第9条 株式の取得により株主名簿記載事項の記載を請求するには、当会社所定の書式による請求書に譲渡人及び譲受人が記名押印し、これを会社に提出しなければならない。但し、譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その事由を証する書面も添付しなければならない。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に係る定時総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要がある時は、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第11条 当会社の株主及び記載された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所、宛先及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の株主総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するときは、会日の5日前までにその通知を発する。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

3 株主又は代理人は、前項の書面の提出に代えて、法令の定めるところにより当会社の承諾を得て、代理権を証する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(議 長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故ある時は、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席のうえ、総株主の半数以上であって、出席株主の議決権の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

3 同法同条第3項の定めによる決議は、総株主の半数以上であって、総株主の議決権の3分の2以上の多数をもってこれを行う。

(議事録)

第16条 株主総会の議長は、その経過の要領並びに決議の内容を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において10年間保存するものとする。

第4章 取 締 役

(員 数)

第17条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(選任の方法)

第18条 当会社の取締役は、当会社の株主中より株主総会において選任する。

但し、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

2 当会社の取締役は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

最長で10年までです。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべきときまでとする。

(社長及び代表取締役)

第20条 当社に取締役2名以上あるときは、取締役の互選により代表取締役1名を選任する。

2 当社を代表する取締役は、社長とする。

「互選」にした場合、別途「互選書」が必要になります。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当がその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

附 則

上記定款は、北海道札幌市東区北43条東12丁目1番5号有限会社ティーアンドエムの商号を変更して設立する株式会社ティーアンドエムにつき作成したものであって、商号変更が効力を生じた日からこれを施行するものとする。

(以下余白)

本定款は、本日変更後の現行定款である。

平成19年4月4日

札幌市東区北43条東12丁目1番5号

株式会社ティーアンドエム

代表取締役 工藤正幸

「株式会社」での届出
をすることになってい
る印鑑を押印します。

印

臨時株主総会議事録

平成19年4月2日午後3時より、当社の本店において臨時株主総会を開催した。

発行済株式の総数	60株
議決権のある株主総数	4名
総株主の議決権の数	60個
出席株主数	4名
出席株主の議決権の数	60個

以上のとおり株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役社長工藤正幸は議長席に着き、株主総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

議 題1 株式会社への商号変更及び定款変更の件

議長は、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第45条の規定による株式会社への商号変更及び通常の株式会社への移行に伴い、当社定款を別紙の通り変更したい旨説明し、この可否を議場に諮ったところ、満場一致をもって承認可決された。

議 題2 本店移転の件

議長は、業務の都合上、本日付けで本店を北海道札幌市東区北43条東12丁目1番5号に移転したいことを述べ、その理由を説明し、その賛否を問うたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午後3時30分閉会した。

以上の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席取締役がこれに記名押印する。

平成19年4月2日

(旧) 有限会社ティーアンドエム
株式会社ティーアンドエム臨時株主総会

議長代表取締役 工 藤 正 幸

出席取締役 小 倉 ● 子

印

印

有限の
代表印

印

印

認め印
で可。

注：2枚に渡る場合、契印が必要です。

参考までに法務局での登記申請でかかる費用を挙げておきます。下記の表は本店移転も同時の行った場合ですが、移転をしなければ登録免許税は合計で6万円となります。

特例有限会社の商号変更による解散登記申請 登録免許税	30,000円
特例有限会社の商号変更による株式会社設立 登記申請 登録免許税	30,000円
本店移転（有限から株式にすると同時に本店 移転する場合のみ）	30,000円
登記簿謄本 ※	1,000円

※ 謄本本紙は商号変更後の手続きで税務署と社会保険事務所において本紙が必要になりますので最低2枚はあらかじめ取っておいたほうがよいでしょう。

**設問**

損害賠償請求における、被害者側の過失には、被害者とどのような関係を有する者の過失が考慮されるのでしょうか。

回答

民法722条2項では、「被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。」と規定していますが、この場合、被害者本人のみならず、「被害者側」の過失を広く認められる場合があります。

最高裁昭和40年(オ)第1056号同42年6月27日第三小法廷判決では、次のように判示して、幼児を監督していた保育士の過失を考慮することを否定しました。

「民法722条2項に定める被害者の過失とは単に被害者本人の過失のみでなく、ひろく被害者側の過失をも包含する趣旨と解すべきではあるが、本件のように被害者本人が幼児である場合において、右にいう被害者側の過失とは、例えば被害者に対する監督者である父母ないしはその被用者である家事使用人などのように、被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者の過失をいうものと解するを相当とし、所論のように両親より幼児の監護を委託された者の被用者のような被害者と一体をなすとみられない者の過失はこれに含まれないものと解すべきである。けだし、同条項が損害賠償の額を定めるにあたって被害者の過失を斟酌することができる旨を定めたのは、発生した損害を加害者と被害者との間において公平に分担させるという公平の理念に基づくものである以上、被害者と一体をなすとみられない者の過失を斟酌することは、第三者の過失によつて生じた損害を被害者の負担に帰せしめ、加害者の負担を免ずることとなり、却つて公平の理念に反する結果となるからである。」

この判例は、「被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」という要件を定めており、いわゆる「財布が同一の関係」にある者に限定したといえます。

この民法722条2項に関して、平成19年4月24日最高裁判所第三小法廷判決では、内縁の夫の運転する自動車に同乗中に第三者の運転する自動車との衝突事故により傷害を負った内縁の妻が第三者に対して損害賠償を請求する場合、その賠償額を定めるに当たっては、内縁の夫の過失を被害者側の過失として考慮することができるという判決がなされました。

本件は、内縁の夫の運転する自動車の助手席に同乗していた被上告人が、同車と上告人の運転する自動車とが衝突した事故により傷害を負い、後遺障害が残ったなどと主張して、運行供用者である上告人に対し、自動車損害賠償保障法3条に基づき損害賠償を請求したところ、上告人が、過失相殺の抗弁として、被上告人の内縁の夫の過失を被害者側の過失として考慮すべきである旨を主張して、その損害賠償額を争っていた事案です。

原審(東京高裁平成18年1月18日判決)が確定した事実関係の概要は、次のとおりです。

(1) 平成13年8月6日午後0時10分ころ、被上告人の内縁の夫であるAが被上告人を助手席に同乗させて運転する自動車が、前橋市内の交通整理の行われていない交差点に進入し

たところ、交差する道路を左側から走行してきて同交差点に進入した上告人運転の自動車と衝突するという事故が発生した(以下、この事故を「本件事故」という。)

(2) 被上告人は、本件事故により、頸椎捻挫、腰椎捻挫の傷害を負い、また、パニック障害、うつ症状等の後遺障害が残った。

(3) 上告人は、運行供用者として、自動車損害賠償保障法3条に基づき、被上告人に対して被上告人が本件事故により被った損害を賠償する責任を有する。

原審は、被上告人においてAが飲酒運転や無謀運転をすることを知りながら同乗したなどの事情が認められない本件においては、上告人が被上告人に対して支払うべき損害賠償額を定めるに当たり、Aの過失を被害者側の過失として考慮することはできず、上告人の過失相殺の抗弁はそれ自体として理由がないと判断して、194万8,976円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で被上告人の請求を認容しました。

これに対して最高裁は、次のように判示し、原審の上記判断は是認することができないとして破棄差戻しにしました。

「不法行為に基づき被害者に対して支払われるべき損害賠償額を定めるに当たっては、被害者と身分上、生活関係上一体を成すとみられるような関係にある者の過失についても、民法722条2項の規定により、いわゆる被害者側の過失としてこれを考慮することができる(最高裁昭和40年(オ)第1056号同42年6月27日第三小法廷判決・民集21巻6号1507頁、最高裁昭和47年(オ)第457号同51年3月25日第一小法廷判決・民集30巻2号160頁参照)。内縁の夫婦は、婚姻の届出はしていないが、男女が相協力して夫婦としての共同生活を営んでいるものであり、身分上、生活関係上一体を成す関係にあるとみることができる。そうすると、内縁の夫が内縁の妻を同乗させて運転する自動車と第三者が運転する自動車とが衝突し、それにより傷害を負った内縁の妻が第三者に対して損害賠償を請求する場合において、その損害賠償額を定めるに当たっては、内縁の夫の過失を被害者側の過失として考慮することができる」と解するのが相当である。

本件において、被上告人は、内縁の夫であるAの運転する自動車に同乗していたところ、同車と上告人運転の自動車とが衝突した本件事故により傷害を負ったというのであるから、上告人が被上告人に対して支払うべき損害賠償額を定めるに当たっては、Aの過失を被害者側の過失として考慮することができるというべきである。」

不法行為における過失相殺は、裁判所による任意的な酌量となりますが、今回の判例では、これまでの過失相殺の判例解釈を踏襲した上で、内縁関係にある者の過失を考慮したものと いえます。

平成20年度 経営事項審査改正

国土交通省は経営事項審査の平成20年度の改正に向けて、具体的な方向性をまとめた。X1(完成工事高)のウエイトを引き下げることで、完成工事高偏重の現状を是正する。X2(営業利益、自己資本)は相対的に高くし、利益額、自己資本額、付加価値額などで差がつく制度設計にする。また見直し要望の強かったY(経営状況)も、企業実態を反映した評価となるよう、全面的に変更する。さらにZ(技術力)、W(社会性など)も見直し、すべての項目が改正される。

国土交通省がまとめた経審見直しの方向性は、次のとおりとなった。

見直しではX1(完成工事高)について、現行0.35のウエイトを0.25程度に引き下げる。現行で2,000億円となっている上限も1,000億円程度へ引き下げることにした。さらに、小規模業者間で完成工事高の評点に差が付くよう、評点テーブルを修正して、従来下限に張り付いていた層をばらつかせる。

X2(営業利益、自己資本)は、ウエイトを現行の0.1から0.15程度に引き上げる。X1の上限引き下げと合わせ、大企業においては完成工事高だけでなく利益額、自己資本額、付加価値額などの金額を評価し、差がつく制度設計にする。一方、中小企業では極端な差のつかない評点分布とし、X1の補完的な位置付けにする。また、職員数の評価を廃止する。

ペーパーカンパニーが実態に合わない高い点数を得ているY(経営状況)は、全面的に見直す。企業実態を反映した評点分布となるように、評点幅等を見直す。また、特定の評価項目への偏りを緩和し、デフォルトに関連の深い指標を中心に、評価項目を見直しする。他に、財務諸表の信頼性(職業会計人の関与)に応じて評点に差がつくようにもする。

Z(技術者数)は現行0.2のウエイトを0.25程度に引き上げる。技術者数だけをみている現状を改め、施工実績を評価する観点から新たに元請完工高を評価する。また、技術者数の上限を引き下げる一方で、大手から要望の強かった研究開発費を評価項目に加える。さらに、一人の技術者の複数業種重複カウントを制限することで、企業の得意な分野をみていく方針だ。他に、一定の要件を満たす基幹技能者や監理技術者講習受講者等を優遇して評価する。

W(社会性など)は、評点は現行の0.15のままだが、現行より差が付きやすくなるようにする。具体的には、労働福祉の状況や防災協定の締結、営業年数などにおいて評点の上限を引き上げ、それぞれの項目について加点の幅を拡大する。法令順守状況も評価対象に加える。さらに、工事安全成績や賃金不払状況といった、自己申告による評価項目を廃止する。また、労働福祉の状況は評価項目(退職一時金制度と企業年金制度)を整理統合する。

これら評価項目の見直しのほか、企業形態の多様化に対応するため、有価証券報告書提出会社については、経営状況を連結決算で評価する。グループ経審制度も改善し、グループ内再編の場合でも適用対象とするなど、要件を緩和する。またグループ内での技術者出向も認める方向である。企業形態の多様化に柔軟に対応できる制度とする方針だ。

虚偽申請防止対策について

現行の経営事項審査においては、虚偽申請を排除できていないとの指摘があり、国土交通省ではこれまでも審査体制の強化などの対策を講じてきたところであるが、しかし、年間17万件以上の申請があるなかで、審査行政庁や登録経営状況分析機関のチェック体制に限界があるのも事実であり、虚偽申請を抜本的に防止するためには、そもそも虚偽申請の誘因を排除するとともに、虚偽が発覚した場合のペナルティを強化し、虚偽申請を割に合わない行為とすることが必要である。

また、審査の基準が曖昧であるために、審査行政庁として適正か否かの判断が困難な場合や、審査行政庁によって扱いに差が生じ、申請者間で不公平が生じる場合が見られるため、審査基準の統一を図る必要がある。

1. 虚偽申請を行いにくい制度設計

(1) 財務諸表の信用力を加味した評価

会計監査人や会計参与の設置の有無によって評価に差をつける。

(2) 財務諸表チェックマニュアルの作成

審査行政庁や登録経営状況分析機関における財務諸表のチェック基準を明確化するため、審査マニュアルを策定する。

(3) 自己申告による評価項目の廃止・縮小

申請内容の客観的確認が困難であり自己申告に拠らざるを得ない評価項目は、廃止もしくは点数幅を縮小する。

(4) 審査基準の外形的統一

各項目の加点基準を外形的・客観的に判断可能な形で定めることにより、審査行政庁の判断の幅を極小化する。

(5) 元請完工高の評価

業者間での「キャッチボール行為」による完工高水増しのメリットを減殺。

2. 虚偽申請に対するペナルティ強化

現行の処分基準に定められた営業停止期間（15日）を拡大。

国際法務研究会07年度第2回研修会のご案内

テーマ：日本人の配偶者等・身分関係の在留資格について

講師：元広島入国管理局首席審査官・神奈川県行政書士会会員
行政書士 池谷徹也 先生

開催日時：平成19年6月9日(土) 午後1時30分から3時間

開催場所：札幌中央区民センター2階 会議室C（札幌市中央区南2条西10丁目）

定員：20名

参加費：5,000円

申込方法：6月7日までに下記の事項を記載してFAXでお申し込みください。

氏名、住所、連絡先電話番号、FAX番号

送信先：行政書士国際法務研究会事務局（滝沢事務所気付）

FAX番号：011-261-2657

池谷先生の紹介HPは

Google → 池谷徹也 → なるほど入国審査官（3人のうち一番下）

会議開催状況 <3~4月>

< 理事会・常任理事会・正副会長会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第17回常任理事会	平成19年 3月 1日	本会会議室	①報告事項 (1)各部からの報告 ②協議事項 (1)理事会提出議案について (2)当面する課題について (3)その他
第5回理事会	平成19年 3月 2日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係の報告 (2)各部からの報告 (3)その他 ②協議事項 (1)平成18年度決算事業報告について (2)平成18年度決算見込について (3)平成19年度事業計画について (4)平成19年度収支予算について
第3回正副会長会	平成19年 3月27日	本会会議室	(1)行政書士会の夕張市支援対策について (2)当面する課題について (3)その他
第1回常任理事会	平成19年 4月13日	中小企業会館	①報告事項 (1)日行連関係の報告 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)理事会提出議案等について (2)当面する課題について (3)その他
第2回常任理事会	平成19年 4月20日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係の報告 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)理事会付議事項について (2)当面する課題について (3)その他
第1回理事会	平成19年 4月20日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係の報告 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)平成18年度事業報告について (2)平成18年度決算報告について (3)平成19年度事業計画について (4)平成19年度収支予算について (5)北海道行政書士会会則の一部改正について (6)北海道行政書士会会則施行規程の一部改正について (7)会長表彰について

< 部 会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第9回総務部会	平成19年 3月16日	本会会議室	

< 委員会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第15回会報編集委員会	平成19年 3月 5日	本会会議室	
第12回登録調査委員会	平成19年 3月 7日	本会会議室	登録調査 新規10名、変更2名
第20回ホームページ運営委員会	平成19年 3月 8日	本会会議室	
第1回選挙管理委員会	平成19年 3月15日	本会会議室	
第6回網紀委員会	平成19年 3月16日	本会会議室	
第3回高度情報化対応委員会	平成19年 3月17日	本会会議室	
第3回ADR推進委員会	平成19年 3月26日	本会会議室	
第21回ホームページ運営委員会	平成19年 3月27日	本会会議室	
第1回会報編集委員会	平成19年 4月11日	本会会議室	
第1回登録調査委員会	平成19年 4月11日	本会会議室	登録調査 新規11名、変更10名
第1回ホームページ運営委員会	平成19年 4月16日	本会会議室	

新入会員 NewFace



たなか ふくじ
田中 福治 昭和11年12月27日生
 札幌支部 平成19年3月1日入会
 事務所 札幌市中央区南1条東5丁目7番地1
 グレートヒル大通701号
 TEL 011-261-3276
 FAX 011-261-3276

〈コメント〉



すみよし のぶこ
住吉 暢子 昭和53年9月2日生
 空知支部 平成19年3月1日入会
 事務所 札幌市北区太平6条2丁目1番7号
 TEL 011-774-0061

〈コメント〉



つばきや みつお
椿谷 光雄 昭和7年3月15日生
 札幌支部 平成19年3月1日入会
 事務所 江別市大麻沢町10番地の4
 TEL 011-386-8360
 FAX 011-386-8360

〈コメント〉



いいやま ようへい
飯山 陽平 昭和53年8月22日生
 苫小牧支部 平成19年3月1日入会
 事務所 白老郡白老町大町1丁目2番8号
 武田ビル2階
 TEL 0144-82-3110
 FAX 0144-82-3255

〈コメント〉

埼玉県会から引越して来ました飯山です。北海道が大好きで、ずっと住みたいと思っていたので夢が実現して嬉しいです。



とうじょう けいし
東城 敬貴 昭和38年1月8日生
 十勝支部 平成19年4月2日入会
 事務所 帯広市西4条南15丁目9番地
 共栄ビル
 TEL 0155-28-4488
 FAX 0155-28-4480

〈コメント〉

新入会員の東城(とうじょう)です。諸先輩を見習い、一生懸命に仕事にまい進し、勉強、自己研鑽してまいりたいと思います。宜しくお願い致します。



とうじょう かずお
東條 和生 昭和57年6月3日生
 苫小牧支部 平成19年4月2日入会
 事務所 苫小牧市柏木町1丁目19番16
 フロムハビネス202
 TEL 0144-75-2623
 FAX 0144-75-2623

〈コメント〉



むらもと すすむ
村元 邁 昭和14年7月3日生
 札幌支部 平成19年4月2日入会
 事務所 北広島市里見町6丁目3番地7
 TEL 011-372-0459
 FAX 011-372-0459

〈コメント〉



よしだ いわお
吉田 巖 昭和19年2月9日生
 旭川支部 平成19年4月2日入会
 事務所 旭川市緑が丘東2条3丁目11番7号
 TEL 0166-65-9927

〈コメント〉



みなみ さとし
南 聡 昭和29年7月13日生
 旭川支部 平成19年4月2日入会
 事務所 旭川市春光3条7丁目2番30号
 TEL 0166-55-2046
 FAX 0166-55-2046

〈コメント〉

士別市出身、旭川支部所属の新入会員の南聡です。障害者福祉の分野で何かできることはないか、検討中です。



ますや たかし
榎谷 孝 昭和24年4月27日生
 小樽支部 平成19年4月2日入会
 事務所 岩内郡岩内町字高台121-3
 TEL 0135-62-3355
 FAX 0135-62-2544

〈コメント〉

NewFace 新入会員



^{むなかた} ^{こうじ}
棟方 弘司 昭和21年5月30日生
札幌支部 平成19年4月2日入会
事務所 札幌市南区澄川5条3丁目4番11号
ハイム澄川13号
FAX 011-841-9057

〈コメント〉

4月2日、行政書士登録されました。現在、特定非営利活動法人(NPO)の議長も務めております。行政書士の業務と併せて、地域住民の皆様のお役に立ちたいと念願しております。



^{きむら} ^{あきお}
木村 彰男 昭和29年10月2日生
札幌支部 平成19年4月2日入会
事務所 札幌市南区中ノ沢5丁目4番8号
TEL 011-572-0985
FAX 011-572-0985

〈コメント〉



^{せきかわ} ^{てつや}
関川 哲哉 昭和47年6月12日生
札幌支部 平成19年4月2日入会
事務所 札幌市西区発寒9条10丁目1番
22-303号
TEL 011-522-6600
FAX 011-522-9421

〈コメント〉

はじめまして。平成18年度の試験に合格し、札幌市西区で開業致しました。皆様、ご指導のほど宜しくお願い致します。



^{かすが} ^{たかし}
春日 崇司 昭和49年9月7日生
旭川支部 平成19年4月2日入会
事務所 旭川市西神楽南2条2丁目699番地の11
TEL 0166-75-5750
FAX 0166-75-5750

〈コメント〉

お知らせ information

使用期限の切れている職務上請求書をお持ちではないでしょうか

平成19年3月31日付けで職務上請求書の使用期限が切れております。すでに差し替えを終えられた会員は別として、まだお手元にお持ちの会員は早急に本会にて差し替え下さい。

なお、その際には、未使用分も含めて使用状況を事務局にて確認させていただきますので、ご了承下さい。購入方法は直接事務局にお越しになるか、郵送にてお願い致します。

郵送の場合には指定様式の申込書・誓約書にあわせて使用済み控えを同封し、本会事務局あてに送付下さい。また、恐れ入りますが代金は先払いとなっておりますので、現金又は小為替を同封いただくか、事前振込をお願いしております。

直接来会される場合は、使用済み控えと職印をお持ち下さい。

郵送先 〒060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号 北1条サンマウンテンビル5階

振込先	北洋銀行	本店	普	0742651
	北洋銀行	札幌南支店	普	0570344
	北海道銀行	本店	当	19116
	札幌銀行	本店	普	389444

振替口座 02730-0-8224

ご逝去

ここに謹んで、
ご冥福をお祈りします。

釧路支部 二一九三番

秋里 昭二

去る平成十九年四月八日にて永眠

(享年八十歳)

札幌支部 三二四一番

菊池 昌男

去る平成十九年四月十五日にて永眠

(享年八十歳)

旭川支部 一三七〇番

河上 正雄

去る平成十九年四月十八日にて永眠

(享年七十歳)

旭川支部 七〇三番

新田 英雄

去る平成十九年四月二十六日にて永眠

(享年七十五歳)

編集後記

先日の新聞に、一部上場のある企業がウェブ上にある某巨大掲示板でプログラマーの採用募集をし、実際に3人を採用したことが書かれていました。巨大掲示板上で募集した理由については「コンピュータプログラミングの開発の仕事は地味で常に技術者不足の状態にあり、一方、技術を持ちながらも就職や仕事にうまく結びつけられない人がいる。そのような潜在能力を持つ人材がそこ(某巨大掲示板)を見ていると考えた」とのことです。

これは、社会が必要としているのが「専門家」、「スペシャリスト」であることを示す一例と言えるでしょう。このことは私たち士業にもあてはまります。行政書士は他士業と比べても幅の広い分野を業務とすることができますが、逆にその幅の広さが足かせとなって特定の分野の「専門家」になれない、という

ことがあるかもしれません。でも時代が求めているのは間違いなく、明確な得意分野を持つ「専門家」のような気がしています。

今号をもちまして、現在の会報編集委員による会報は最後となります。2年間のこの仕事を通して様々な方々にお会いすることができました。成功していらっしゃる方々は、皆さんが前向きでした。自身の専門にさらに磨きをかけようと研鑽を重ねておられました。それは編集委員である私たちに大きな力を与えてくれました。この貴重な体験を今後の業務にぜひ反映させていきたいと思えます。2年間どうもありがとうございました。そして新体制となる次号からも引き続き温かなご支援をよろしくお願いたします。

2007.05.第283号

平成19年5月25日発行

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

発行人：深 貝 亨

編集人：松 井 隆 文

発行所：北海道行政書士会

印刷所：(株)スリーエス印刷

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

会員数の概要

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,459 (個人1,454・法人5)				+ 6	+ 1
男性	1,332	女性	122		

平成19年4月末現在

次号の記事の締切は6月末です。

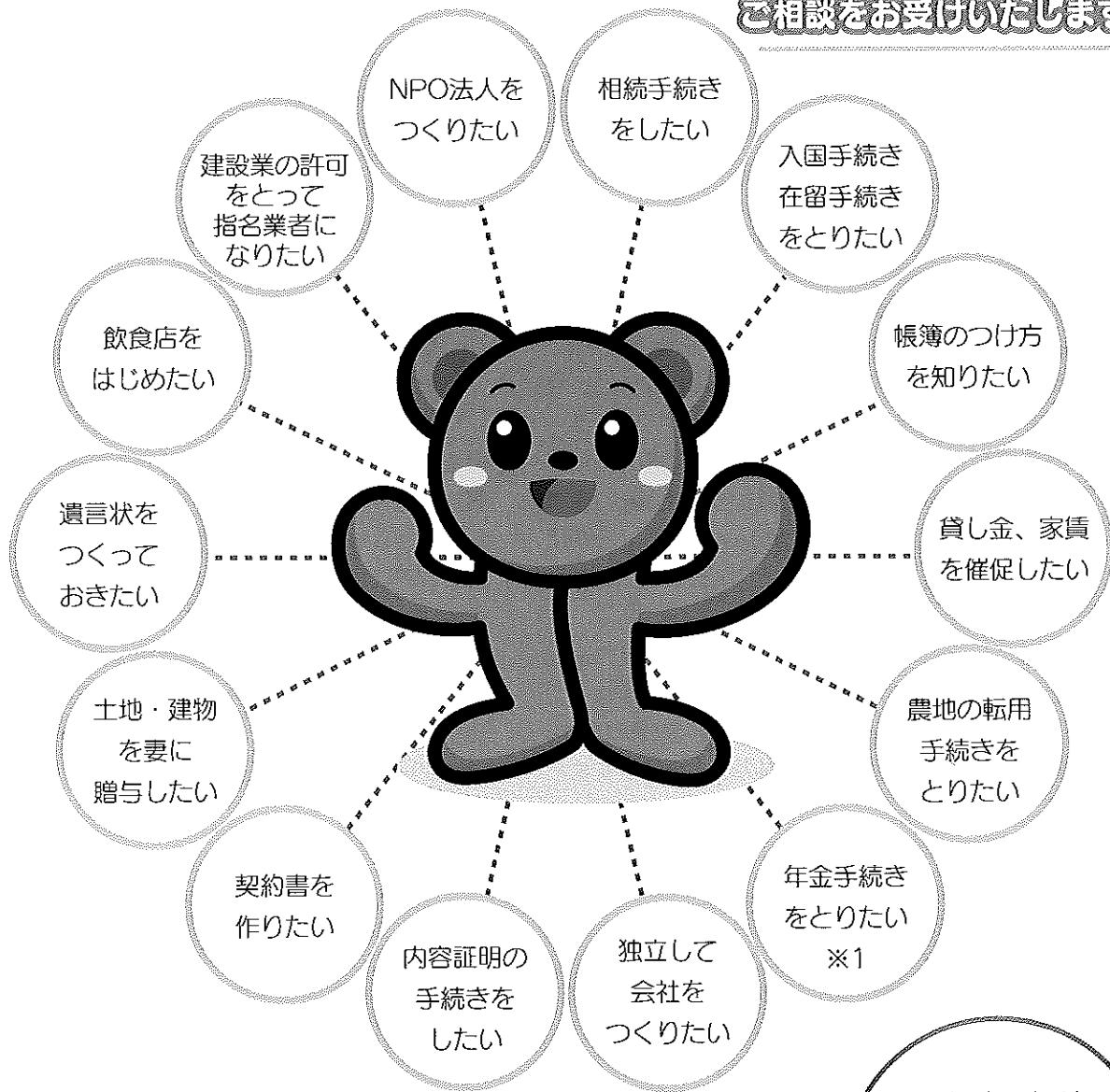
ぎょうせいしよして?

書類を官公署に提出する手続きについて代行すること
 契約書などの書類を代理人として作成すること
 難しい書類などの代行はお任せください!
 電子申請にも対応しています。

あなたの街の法律家

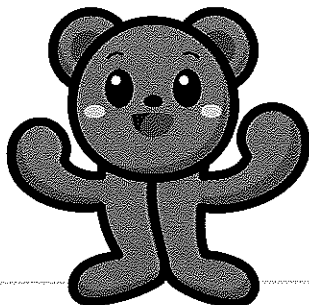
行政書士

ご相談をお受けいたします。



※1.一部の業務に関しては、昭和55年8月31日までの入会会員に限ります。

いろいろな
相談にのって
くれるんだね!



たくまくん

切磋琢磨
 ・学芸・技芸に励んで修煉すること
 運しい
 ・勢いや意志が力強く屈んである
 北海道行政書士会 キャラクター選考委員会

法的手続きや
書類などで
解らないことは
気軽に相談して
下さいね!